

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年2月まで  
② 平成11年4月から13年3月まで

私は、平成3年6月30日に勤務していた病院を辞め、A大学附属病院の非常勤医師となったので、同年7月1日から国民年金被保険者となった。

申立期間①の国民年金保険料は、送付された納付書をB郵便局に持って行き、現金で納付した。

申立期間②の国民年金保険料は、送付された納付書で納付しており、確定申告書の写しに国民年金保険料の金額が記載されていることから、納付したことは間違いない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、送付された納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立期間②の保険料を納付していたことを示す資料として、平成11年分から13年分までの確定申告書の写しを提出しているところ、当該確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除金額に含まれている国民年金保険料額は平成11年度及び12年度の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人が当時加入していたC国民健康保険組合では、「申立人の保険料月額については、平成11年度は17,000円、12年度は18,700円であり、確定申告書には1年分の保険料が記載されるが、事業所によっては、事業所と医師が保険料を折半している例もある。」と述べていると

ころ、当該確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除の国民健康保険料額は、平成11年分は6か月分の保険料、12年分は6か月分の保険料及び40歳からの8か月分の介護保険料を合算した金額と一致しており、当該確定申告書の写しに不合理な点は見受けられないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、平成3年7月から国民年金被保険者となり、送付された納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、6年4月1日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、D市の国民年金被保険者名簿から、申立期間①の直後である平成4年3月から5年3月までの国民年金保険料が、6年4月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた同年4月から保険料の納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年12月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間当時、父親の経営する農業に従事しており、父親からは、20歳になる前に国民年金の加入手続を行い、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の組合員勘定から、私の分を含めて、両親の分の国民年金保険料と一緒に納付していたと聞いていた。

また、私は、昭和47年3月に婚姻したが、それ以降、妻の国民年金保険料も両親及び私の分と一緒に納付していたが、妻の保険料に未納は無く、私だけの保険料が未納となっていることが理解できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の分を含めて、申立人の両親の分の国民年金保険料を農業協同組合の組合員勘定で納付していたと主張しているが、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年4月26日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間①の加入状況及び納付状況を確認することができない。

一方、申立期間②について、国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金

被保険者名簿から、申立期間②の直前の期間である昭和48年1月から同年3月までの保険料は50年5月6日に、直後の期間である昭和49年度の保険料は50年3月に納付されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは同年4月に行われていることから、申立人は国民年金保険料の納付を行うために、国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、申立人が申立期間②の前後の保険料を納付していながら、申立期間②の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川厚生年金 事案856

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から46年4月1日まで

A株式会社には、昭和41年に入社し、46年4月に株式会社Bに移るまで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が45年6月1日までしかないのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和42年6月19日取得から45年9月30日離職まで）から、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月30日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格を同年6月1日に喪失し、同社の同族会社と考えられる株式会社Bにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となった46年4月1日に被保険者資格を取得している記録となっており、申立人と同様にA株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、株式会社Bで申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚3人には、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった45年10月1日まで、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、前述の同僚3人のうち一人は、「株式会社Bに移るまでは、ずっ

とA株式会社で働いていた。（申立人も）同じように、ずっと一緒に働いていた。自分の（厚生年金保険の）加入記録が10月までであるなら、（申立人も）同じようにあるはずだ。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和45年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年5月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成10年6月30日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、連絡の取れた取締役は、「確認できる資料は無く、申立てどおりの届出を行い、申立期間に係る保険料を納付していたかについては不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月1日から46年4月1日までの期間については、A株式会社は45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間において申立人と一緒に勤務していたとする前述の同僚からは、「株式会社Bに移るまでの半年間くらいは、当時の社長から現金で給与をもらっていたので、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」との証言を得ている。

このほか、申立人の当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで  
申立期間当時、A株式会社の常務と退職の話をした折に、平成2年3月いっぱいまで勤めることになったと記憶している。

A株式会社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成2年3月31日となっているが、同月31日まで働いたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（平成元年2月8日取得から2年3月31日離職まで）から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月の初日（1日）となっている同僚のうち、雇用保険の加入記録を確認できた二人の離職日はその前月末日となっている。

さらに、A株式会社を継承した株式会社Bは、「当時の資料は残っていない。退職日が月末の土曜日又は日曜日だった場合の社会保険関係の事務処理については、翌月1日が資格喪失日となる。」と回答していることを踏まえると、A株式会社において、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失に係る事務手続きが適切になされなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成2年2月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは、当時の資料が無いことから確認できず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から23年11月1日まで  
② 昭和27年1月1日から33年3月1日まで

年金の受給手続をした際に、株式会社A（申立期間①）及び株式会社B（申立期間②）に係る厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金として支給されていると聞かされた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間にあるC事業所及びD株式会社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、厚生年金保険被保険者台帳によれば、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①と②の間に勤務していたC事業所及びD株式会社における厚生年金保険の被保険者期間、並びに申立期間②に係る株式会社Bでの昭和32年9月30日現在までの被保険者期間が記録されているにもかかわらず、C事業所とD株式会社での被保険者期間が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求期間となっており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで  
高校を卒業後、A業務見習いとして働いていたが、国民年金保険料は自分の両親が納付していたと思う。  
両親も既に亡くなっており、当時のことを知っている者は誰もいないが、自分の国民年金保険料は全て完納していると思っていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入者の資格取得日及び保険料納付開始日から、昭和44年4月から同年5月までの間と推認でき、その時点では、申立期間の大部分又は全部の期間の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付について、「覚えていない。」と述べている上、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は、既に亡くなっていることから、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 11 月 25 日から 55 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 10 月 26 日から 63 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、有限会社Aに知人の紹介で昭和 36 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の加入記録は 40 年 1 月 6 日からとなり納得できない。

申立期間②について、有限会社Aの同僚がB株式会社を立ち上げることになり、昭和 41 年 3 月にB株式会社に入社するまで有限会社Aに継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は 40 年 7 月 1 日までとなり納得できない。

申立期間③について、B株式会社には、昭和 55 年 4 月まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は 42 年 11 月 25 日までとなり納得できない。

申立期間④について、C有限会社には、B株式会社に商品を納入していた会社の社長の紹介で友人と二人で入社したのに、同社での厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険に加入していたと考えていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が有限会社Aに厚生年金保険の加入記録のある昭和 40 年 1 月 6 日より前の期間から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年11月1日であり、同日より前の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は先輩の同僚二人の名前を記憶していたが、このうち一人には昭和38年4月1日まで、別の一人には同年12月29日までの前職の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が同年12月29日以前から有限会社Aで勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている同僚及び別の同僚の二人からは、自身の入社時期と厚生年金保険の資格取得日は一致していない旨の回答を得ていることから、有限会社Aでは、従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が、申立期間②において有限会社Aに継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、有限会社Aは昭和40年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、連絡の取れた同僚は、昭和40年7月1日より後の期間においても、有限会社Aに勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたと回答しているものの、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

さらに、当時の事業主は居所不明であり、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用状況等を確認できない。

申立期間③について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB株式会社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B株式会社は昭和42年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人を含め6人確認できるところ、このうち連絡の取れた一人は、「昭和43年頃まで勤務していたと思うが、適用事業所ではなくなった後の期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたかは分からない。」としている上、当時の事業主は、「当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立内容を裏付ける証言等を得ることはできない。

申立期間④について、社会保険事務所（当時）の記録では「C有限会社」が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、当該事業所と事業所名称が類似する有限会社Cに係る商業登記簿謄本

は確認できるものの、同社の所在地及び事業主の氏名は申立人の記憶とは相違している上、申立人は、一緒に入社したとする同僚についても名字しか記憶しておらず、当該同僚を特定できないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、申立期間④当時、申立事業所とは別の事業所での雇用保険の加入記録（昭和61年5月18日取得から同年12月13日離職まで、62年6月2日取得から同年12月30日離職まで、63年6月1日取得から同年10月8日離職まで）が確認できるが、当該事業所が、当時、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

このほか、全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月25日から30年4月10日まで  
A株式会社は、父親が経営者であり、昭和25年12月1日に専務として入社してから43年9月2日まで継続して勤務していた。  
申立期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A株式会社に役員（代表取締役）として勤務していたことはいかかである。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和25年12月1日取得から26年11月25日喪失まで、及び30年4月10日取得から43年9月4日喪失までと記録されているところ、申立人は、申立期間においても継続して同社で厚生年金保険被保険者として勤務していたと主張しているが、申立人と同様に同社の代表取締役であった申立人の父親が、申立人と同日の26年11月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間後の昭和30年5月1日にA株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得して、経理・総務事務を担当していた同僚は、「昭和30年4月の申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届は、私が入社した当時、前任者の事務を引き継いで、書類を書いた記憶がある。」と回答している。

さらに、A株式会社は、昭和48年9月1日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、最終の代表取締役は、「申立期間に係る書類は保管していない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することはできなかった。

加えて、申立期間当時のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 14 日から 44 年 5 月 7 日まで  
② 昭和 44 年 5 月 14 日から 45 年 8 月 17 日まで

申立期間①のA事業所、及び申立期間②のB株式会社(適用事業所名称は、株式会社C)で勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることに納得できない。

脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 45 年 8 月 17 日)から約 3 か月後の昭和 45 年 11 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、当該記号番号が統合処理されたのは平成 20 年 11 月 21 日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。